



2016 夏号

発行

和歌山県消費生活センター
〒640-8319 和歌山市手平2-1-2
県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F
TEL 073-433-1551

◇この情報はインターネットでもご覧いただけます◇<http://www.wcac.jp/>

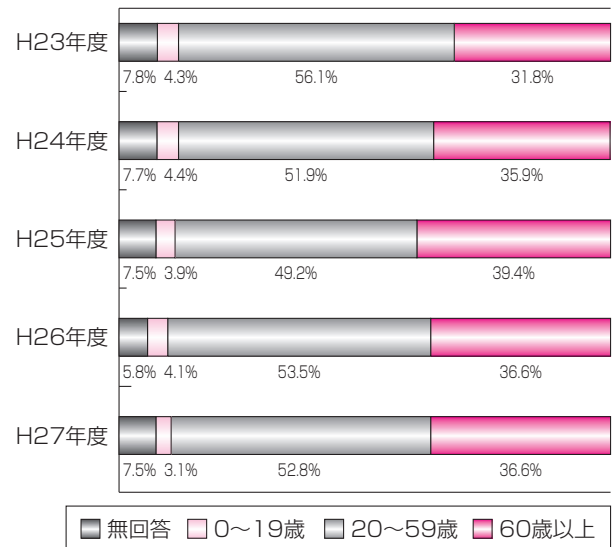
平成27年度和歌山県消費生活センターにおける相談の概要

- 1 相談件数が3年連続増加
- 2 ウェブサイト関連の相談が2年連続1,200件超え
- 3 健康食品や化粧品の定期購入に関するトラブルが増加
- 4 訪問買い取りトラブルに気を付けて
- 5 詐欺的投資取引には引き続き注意！！
- 6 料金前払いやクレジット契約には細心の注意を

消費者相談件数の推移



年代層別（契約者年齢）の割合



苦情相談件数（商品・サービス別）

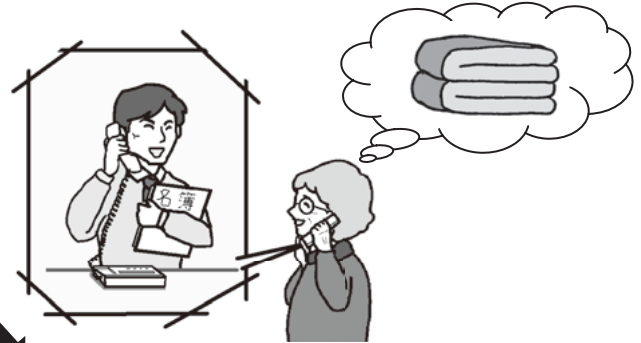
| 順位 | 商品・サービス分類名 | H27年度 | H26年度 | 増減 | 前年度比 | 具体的な商品・サービスの内容 |
|----|--------------|-------|-------|-----|------|--------------------------|
| 1 | ウェブサイト関連 | 1,216 | 1,238 | -22 | 0.98 | 悪質サイトからの不当請求、ワンクリック詐欺など |
| 2 | 固定通信回線 | 459 | 518 | -59 | 0.89 | 光回線やプロバイダ等の勧誘・契約時のトラブルなど |
| 3 | 健康食品 | 197 | 178 | 19 | 1.11 | 健康食品の強引な電話勧誘、定期購入トラブルなど |
| 4 | 四輪自動車 | 165 | 71 | 94 | 2.32 | 自動車の契約・解約トラブル、不具合など |
| 5 | 工事・建築 | 155 | 152 | 3 | 1.02 | 家屋の新築・リフォームや屋根工事など |
| 6 | 不動産貸借 | 150 | 162 | -12 | 0.93 | 賃貸住宅の退去時のトラブルなど |
| 7 | フリーローン・消費者金融 | 123 | 122 | 1 | 1.01 | 消費者ローン、多重債務、ヤミ金など |
| 8 | 修理サービス | 104 | 96 | 8 | 1.08 | 家電・建具・小規模家屋修理など |
| 9 | 携帯電話サービス | 103 | 103 | 0 | 1.00 | 解約時の違約金、料金高額など |
| 10 | 詐欺的投資取引 | 88 | 125 | -37 | 0.70 | 未公開株・社債の購入、資金運用型の投資話など |

こんな手口に気をつけて ～訪問販売編～

羽毛布団の無料クリーニングには要注意!!

【事例】

10年以上前に購入した羽毛布団を無料でクリーニングしないかと電話がかかってきた。購入した店舗と関係のある業者がアフターサービスで電話をくれたのだと思い、クリーニングを依頼した。



約束の日、業者が来訪し、羽毛布団を袋に入れ何か熱をあててクリーニングらしきことを始めた。作業が終わると、布団の診断結果だと言ってダニの死骸がたくさん写った写真を見せられた。この布団をこれ以上続けて使用すると危険だと不安をあおられた。

業者は、自社の羽毛布団を持ち込み、その商品のPRを始めた。「マダニ対策もばっちりしているので安心して眠れますよ」と強引に勧められ購入してしまった。商品は40万円と高額。契約書の控えと商品を受け取った。なお、今まで使用していた布団は処分すると言って業者が持ち帰った。



ポイント①

事業者は、商品（寝具等）売買契約の締結について勧誘をする目的である旨を明らかにしていません。特定商取引法では勧誘に先立って、勧誘目的を告げなければいけないことになっています。

ポイント②

昨年、逮捕された事業者は10万人分の顧客データを基に営業をしていました。過去に羽毛布団を購入した人は、要注意です!!

ポイント③

「点検する」「クリーニングする」といって訪問し、事実と異なることを告げて不安をあおり、商品やサービスを売りつけるのが点検商法です。リフォーム工事や浄水器などにもみられます。

アドバイス

特定商取引法で、訪問販売は法律で定められた事項が書かれた契約書面の交付後8日以内ならクーリング・オフが可能です。クーリング・オフは一定期間であれば無条件で申込みの撤回または契約の解除ができ、既払金があれば返金されます。さらに業者負担で商品を引き取ってもらえ、また、処分すると言って持ち帰った布団を返すよう求めることも出来ます。

また、通常必要な量を超える契約は過量販売といって一回の契約で過量販売となる場合は契約全体を、複数回の契約の場合は過量分を解除できます（契約から1年以内に限定）。

災害時に備えて



和歌山県ではこれまでも大規模な地震や津波、台風による風水害などにより甚大な被害を被ってきました。災害はいつ起こるかわかりません。今回は災害に関連した情報をお伝えします。

地震に役に立ったグッズベスト20

必要な防災用品は一人一人違います。避難生活も自宅の場合と避難場所の場合では違ってきますし、季節や地域によっても違ってきます。

ここでは大震災を経験した方々のアンケートから「役に立ったグッズBEST20」をご紹介します。「備えあれば憂いなし」、この機会に防災用品のチェックをしてみてください。

| ◆役に立ったグッズBEST20 | | ◆役に立ったグッズBEST20 | |
|-----------------|------------|-----------------|-----------------|
| 1 懐中電灯 | 11 使い捨てカイロ | 1 ラジオ(手回し含む) | 11 共同購入で配達されたもの |
| 2 食料品(*) | 12 カセットコンロ | 2 ろうそく | 12 水用ポリタンク |
| 3 ラップ | 13 下着 | 3 ストープ | 13 レトルト食品 |
| 4 ビニール袋 | 14 薬 | 4 懐中電灯(ペンタイプ含む) | 14 風呂水の汲み置き |
| 5 小型ラジオ | 15 紙コップ | 5 カセットコンロ | 15 ランタン |
| 6 トイレットペーパー | 16 飲料水 | 6 缶詰(ビン詰含む) | 16 カップ麺 |
| 7 電池 | 17 アルミ箔 | 7 ラップ | |
| 8 ウェットティッシュ | 18 紙皿 | 8 水 | |
| 9 手袋・軍手 | 19 生理用品 | 9 電池 | |
| 10 小銭 | 20 帽子 | 10 冷凍食品 | |

※食料品の例/アルファ米、カップラーメンなどのインスタント食品、缶詰、チョコレートほか。

資料提供 コープこうべ みやぎ生協

震災便乗商法に注意

「震災被害の役に立てば」という親切心に様々な手口でつけ込む便乗商法が見られます。以下の事例の他にも、家屋の無料点検や応急処置を勧め、高額な料金を請求する商法に注意が必要です。

事例① ～被災者に権利を譲ってと言われて～

知らない業者より老人ホームのパンフレットが届き、数日後、「震災の被災者を入居させたいので、有料老人ホームの権利を譲って欲しい」と電話があった。断ると「困っている人を放っておくのか」とののしられた。

アドバイス

不審な電話は相手にせず、すぐに電話を切ってください。
「名義を貸すだけ」などと説明があっても、後から様々な口実で金銭を請求してきます。

事例② ～ほんとうに、義援金？～

ボランティアを名乗る女性から不審な電話があり、「地震の募金の集金に行くので、家族構成、名前、年齢を教えてください」と言われたが、断った。電話番号は非通知で団体名も名乗らなかった。

アドバイス

不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出があっても断ってください。公的機関が各家庭に電話等で義援金を求めることはありません。
 義援金は募っている団体等の活動状況や用途をよく確認し、納得した上で寄付しましょう。

◆夏休み！金銭教育バス教室のご案内

日本銀行の業務や大阪造幣局でコインの製造過程を見学し
お子さんと一緒に「おかね」について、学びませんか？



- 【日 時】** 平成28年8月3日（水） 集合時間 午前7時50分
- 【コ ー ス】** 和歌山ビッグ愛出発（8：00）→ 日本銀行大阪支店（10：00）→ 昼食（11：40）
→ 大阪造幣局（13：00）→ 和歌山ビッグ愛到着（16：40）
- 【対 象 者】** 県内在住の小学校4・5・6年生の児童及びその保護者（過去参加した児童は除く）
- 【募集人員】** 児童及びその保護者 各1名 20組40名（申込み多数の場合は抽選）
- 【参加費】** 無料（昼食は各自持参 集合場所までの往復交通費は自己負担）
- 【申込方法】** <往復ハガキによる申込み>
①住所 ②保護者・児童の氏名（ふりがな）及び学年 ③電話番号を明記し
往復ハガキにより、下記あて郵送申込み
<電子申請による申込み>
URLは <http://www.pref.wakayama.lg.jp/sinsei/notice.html>
- 【申込締切】** 平成28年7月14日（木） ※往復ハガキによる申込みの場合は、当日消印有効

お申込み・お問い合わせ先 **和歌山県金融広報委員会**

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2
県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階（和歌山県消費生活センター内）
TEL 073-426-0298



一人で悩まないで相談しましょう

消費生活での
ご相談・お問い合わせは
お近くの市町村
消費生活相談窓口か
県消費生活センターへ
（相談は無料です）

和歌山県消費生活センター

【相談受付時間】 平日午前9時～午後5時
（土・日・祝日、年末年始は休み）

土・日曜日消費生活相談（電話相談のみ）

【開設時間】 午前10時～午後4時
TEL 073-433-1551

和歌山県消費生活センター

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2
県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階
TEL(073)433-1551 FAX(073)433-3904



和歌山県消費生活センター紀南支所

〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘23番1号
県西牟婁総合庁舎内
TEL(0739)24-0999 FAX(0739)26-7943

